

あなたもガイドになりませんか

第13回 菊池恵楓園ボランティアガイド養成講座

●問い合わせ先 菊池恵楓園入所者自治会 ☎(248)5342

菊池恵楓園はハンセン病の隔離の歴史や、差別とたたかってきた人たちの歴史を学べる大切な場所です。菊池恵楓園を見学したいという申し込みがたくさんあります。しかし、高齢化した入所者の皆さんが案内することは難しくなっています。

このため、菊池恵楓園ボランティアガイドの養成講座を開催します。

▼とき 4月4日(土)・11日(土)(2日間)

▼受講料 無料

▼申込期限 3月27日(金)

▼申込方法 参加申込書に記入の上、次のいずれかにファクスでお申し込みください。

・菊池恵楓園入所者自治会 ☎(288)0337

・菜の花法律事務所 ☎(322)7732

※参加申込書は市福祉課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、須屋支所、泉ヶ丘支所で配布しています。

市ホームページからダウンロードもできます。



講座内容・スケジュール

4月4日(土)	4月11日(土)
9:00 受付	9:00 受付
開講式、オリエンテーション	9:30~11:30 恵楓園の医療・介護の実態
10:00~12:00 ハンセン病問題の歴史	昼食
昼食	12:30~14:30 熊本で起きた事件 ~本妙寺・黒髪小・菊池事件~
13:00~14:45 ハンセン病の医学	休憩
休憩	14:45~16:30 園内・社会交流会館見学
15:00~17:00 ハンセン病問題基本法	修了式・ガイド認定

※講座を修了した人を菊池恵楓園ボランティアガイドに認定します。※昼食は各自でご用意ください。弁当の購入を希望する人は申込書に記入してください。

市内小・中学校

令和2年度から2学期制を試行します

●問い合わせ先 学校教育課 総務施設班 ☎(248)2366

新学習指導要領の全面实施により、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から授業時数や学習内容が変わります。

授業、行事、教育相談などの教育活動全般に児童・生徒と教職員がゆとりを持って取り組むことができるよう、3学期制を見直し、2学期制を試行します。

1年間を前期と後期の2学期に分けます

3学期制は、1年間を3つの学期に分けていました(1学期約70日、2学期約80日、3学期約50日)。2学期制は、前期と後期(それぞれ約100日)に分けます。前期と後期の間に秋休みがあります。

学校行事が大きく変わることはありません。各行事の事前・事後学習を前期・後期の長期スパンで行なえます。特に中学校では行事と中体連や入試などの重なりなどが軽減でき、ゆとりを持てるようになります。※詳しい行事日程は年度初めに各学校から配布されます。

令和2年度の予定

前期(約100日)	4月	始業式
	5月	
	6月	
	7月	夏休み(36日間)
	8月	
後期(約100日)	9月	終業式
	10月	秋休み(5日間) 始業式
	11月	
	12月	冬休み(13日間)
	1月	
2月		
3月	修了式	

※3月25日~4月7日までは春休み。

環境通信

問い合わせ先 環境衛生課 ☎248-1202

引越すときは 飼犬の住所も 変えましょう

3月から4月は引越しのシーズンです。飼犬は市区町村への登録が法律で義務付けられており、犬の住所が変わった場合は引越しの市区町村に届け出が必要です。届け出の際は、犬鑑札と注射済票をご用意ください。

ごみ減量推進運動にご協力ください

ごみ減量の取り組みとして、2つの運動を推進しています。
生ごみ3キリ運動
 ・買った食材使い切る
 ・「使いキリ」
 ・「食ベキリ」
 ・「水キリ」
 生ごみを出す前に水を切る
 これら三つのキリを実践して、生ごみを減らすことを目指す取り組みです。

3010運動
 会食や宴会の時、最初の30分間と最後の10分間は料理を楽しみ、

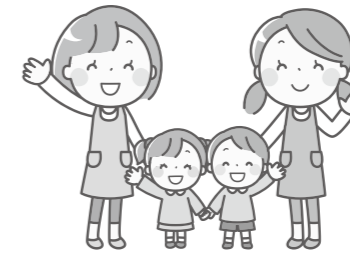
令和3年4月1日開設 保育所設置認可希望者を募集します

●申し込み・問い合わせ先 子育て支援課 保育班 ☎(248)1162

▼募集園数 1園
 ▼応募資格 次の要件をすべて満たしている者
 ・社会福祉法人または開設までに社会福祉法人認可を受けることが見込まれる者(市内外を問わない)
 ・保育事業の経験などを有する法人など

※設置区域など詳しくはホームページをご覧ください。

▼市町村民税の滞納がない者
 ▼開設時期 令和3年4月1日
 ▼書類提出期限 4月3日(金)



お詫びと訂正

広報こうし2月号9ページ「本年度の健康診査(健診)はお済みですか」の記事に誤りがありました。正しくは次のとおりです。お詫びして訂正します。
 (誤) 後期高齢者健診 料金 500円
 (正) 後期高齢者健診 料金 800円

食べ残しを減らす運動です。

食料の多くを輸入に頼りながら大量の食べ物が捨てられていることは、もったいないだけでなく、ごみとなり地球環境にも大きな影響を与えます。宴会の時以外にも、外食する時には食べきれない量を注文するなど、残さず食べることで食品ロスの削減に取り組みましょう。

リサイクルのために 家庭ごみは正しく分別を

資源物(プラスチック類)の収集物に、紙おむつや生ごみなど本来可燃ごみとして分別しなければならぬ物が混ざっていることが多く見られます。違反ごみが混ざっていると、汚れが付きリサイクルができなくなります。

ごみを捨てる時は、市の分別ルールに従い正しく処理をお願いします。分別についてご不明な点は、市環境衛生課までお問い合わせください。

ごみの分別表は、ごみの分け方・出し方の冊子や市ホームページに掲載しています。



▲分別表、分け方、出し方の冊子は、市役所、各支所で配布